



# 計画行政の現状と課題 ——地域主体による計画体系の再構築に向けて

自然資本マネジメント研究会@Web

2023年6月28日

西南学院大学 勢一 智子



# 本報告の関心と概要

- 自然資本マネジメントにとって不可欠なツール＝行政計画
- 地域の「負担」となる行政計画 → 「計画策定疲れ」, 「計画疲れ」
- 地方分権改革からの問題提起
- 地方分権改革有識者会議・計画策定ワーキンググループにおける議論  
→ 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」
- 自然資本を支えるための計画はどうあるべきか？



# 現代における計画行政の状況

- ▶ 計画行政の標準化 + 行政計画の多用
  
- ▶ 行政計画の多機能化
  - ①政策方針提示型：基本計画，マスタープランなど政策の基本方針を示す
  - ②施策進行管理型：PDCAサイクルを通じた進捗管理を担う
  - ③政策体制確保型：組織体制や関係者との協調を担保
  - ④需要供給調整型：医療・福祉など予測される行政サービスのニーズに対して提供確保を図る
  - ⑤空間利用誘導型：都市計画など国土利用を管理する機能を担う など
  
- ▶ 行政計画の社会化 ←社会と共有されるツールとしての計画  
計画策定過程の透明性確保と多様な参加



# 計画策定をめぐる問題提起

- 地方団体からの問題提起（国と地方の協議の場，2021年6月2日）
- 全国知事会 地方分権推進特別委員会「地方分権改革の推進に向けた研究会報告書」（2020年10月）
  - ①国から地方団体に対して全国一律で計画策定を義務付ける問題点
  - ②法令上は努力義務や任意にとどまるにも関わらず，実質的に策定が義務付けられる構造の問題点
- 地方分権改革に関する提案募集：地方からの提案  
R3年度・R4年度の重点募集：計画策定等（29+64件）
- 地方分権改革有識者会議における調査・検討 ↓

## 計画の策定等に関する条項について

### 【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

#### ＜策定に関する条項数の推移(全体)＞

※各年の12月末時点の条項数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	331	340	345	354	364	387	415	425	446	457	474	495	505

このうち、共同策定が法令等により  
明示的に可能とされている条項は80条項

#### ＜策定に関する条項数の推移(都道府県)＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	185	188	185	146	139	140	142	144	149	150	153	153	157
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	52	55	60	61
できる	54	56	58	63	96	107	117	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	256	263	266	273	280	295	314	319	332	338	348	354	361

#### ＜策定に関する条項数の推移(市町村)＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	111	112	111	92	92	95	97	98	101	104	106	110	112
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	50
できる	41	43	43	46	68	73	85	96	101	105	111	117	126	127
全体	162	169	172	175	184	190	208	222	231	243	253	265	283	288

※ 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を策定しなければならないという規定については「義務」と整理。

＜出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料＞

## 計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

＜策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析＞

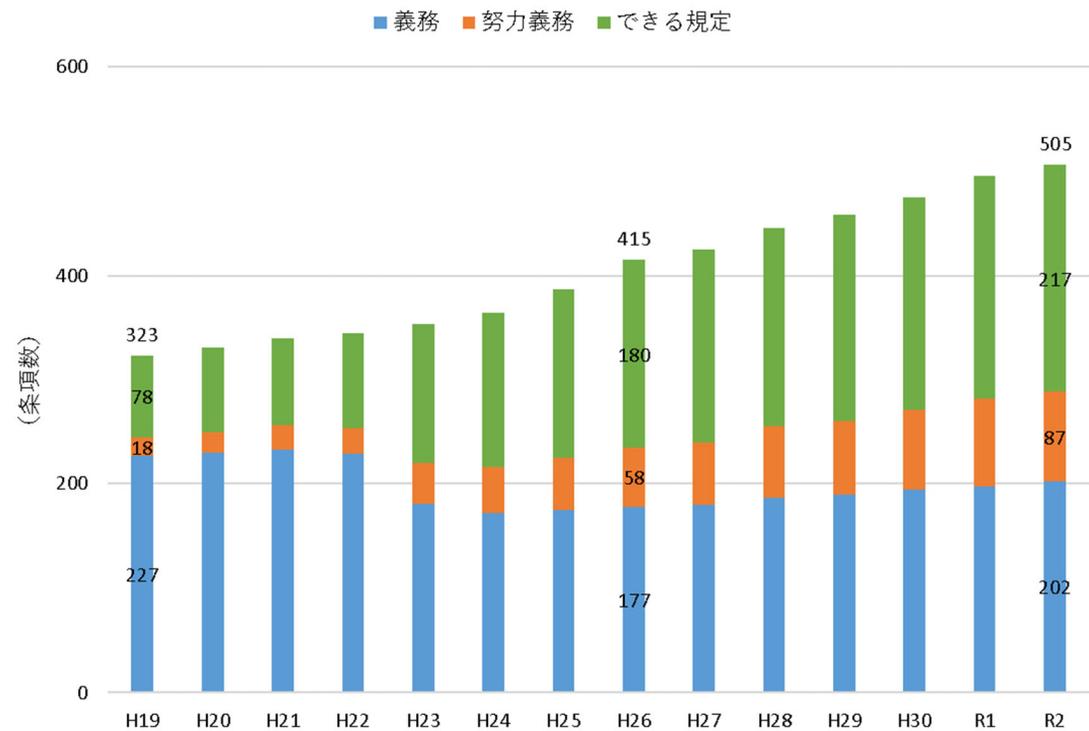
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
<b>義務</b>	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
(変動) 新設	-	3	3	1	2	4	3	4	2	7	3	7	4	5
廃止	-	0	0	0	▲5	▲8	0	0	0	0	0	▲2	▲1	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	▲12	▲1	0	▲2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	-	0	0	▲5	▲34	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>努力義務</b>	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
(変動) 新設	-	2	4	1	4	3	5	6	4	9	2	4	8	1
廃止	-	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	12	1	0	2	0	0	0	1	0	1
できる規定化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>できる規定</b>	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
(変動) 新設	-	4	2	3	9	11	16	18	6	5	10	9	10	8
廃止	-	▲1	0	0	▲1	0	▲1	0	▲1	0	▲3	▲1	0	▲4
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1
できる規定化	-	0	0	5	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>全体</b>	323	331	340	345	354	364	387	415	425	446	457	474	495	505

＜出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料＞

## 計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

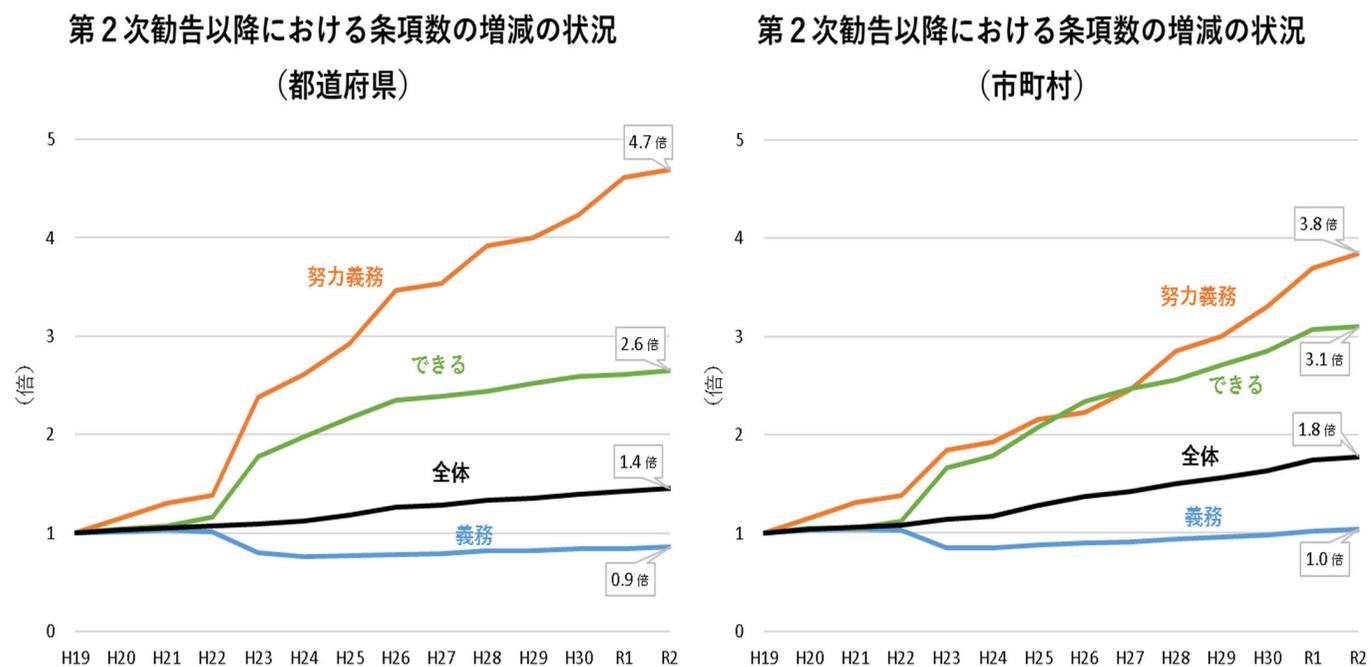
策定に関する条項数の推移（全体）



<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料>

## 計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)



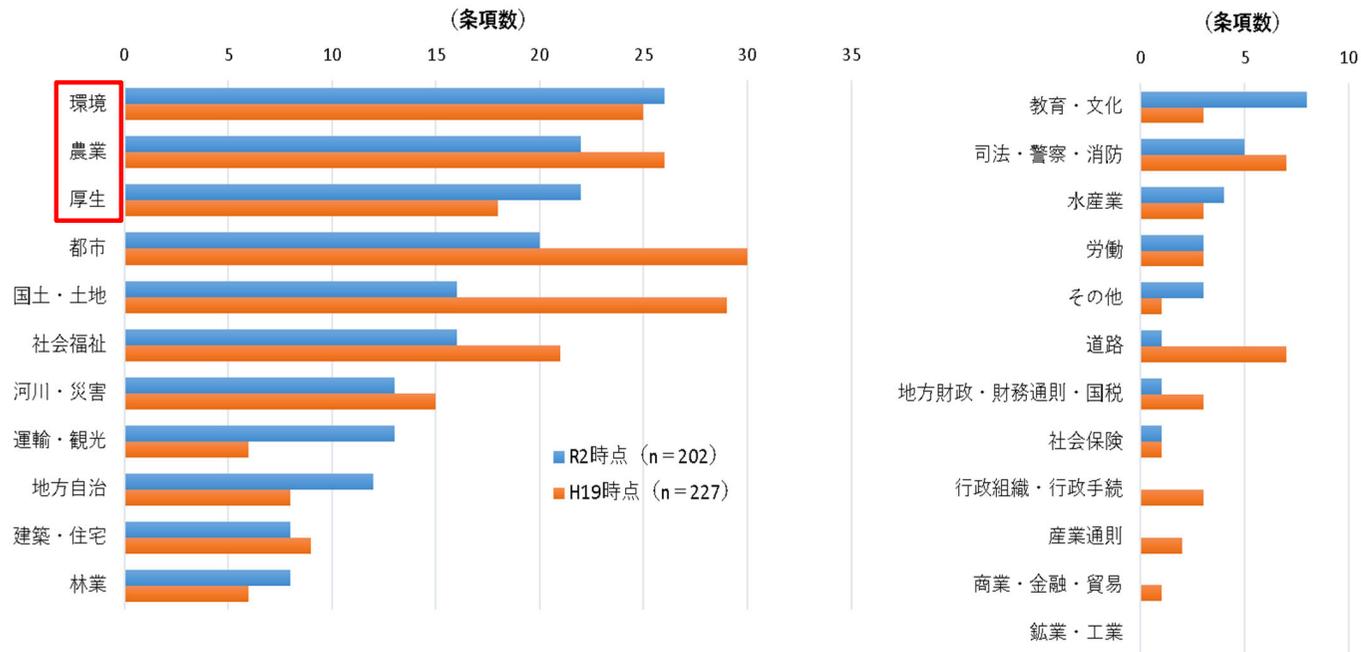
※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に各年の条項数の倍率を算出したもの

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料>

## 計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)

策定に関する義務規定の分野別条項数

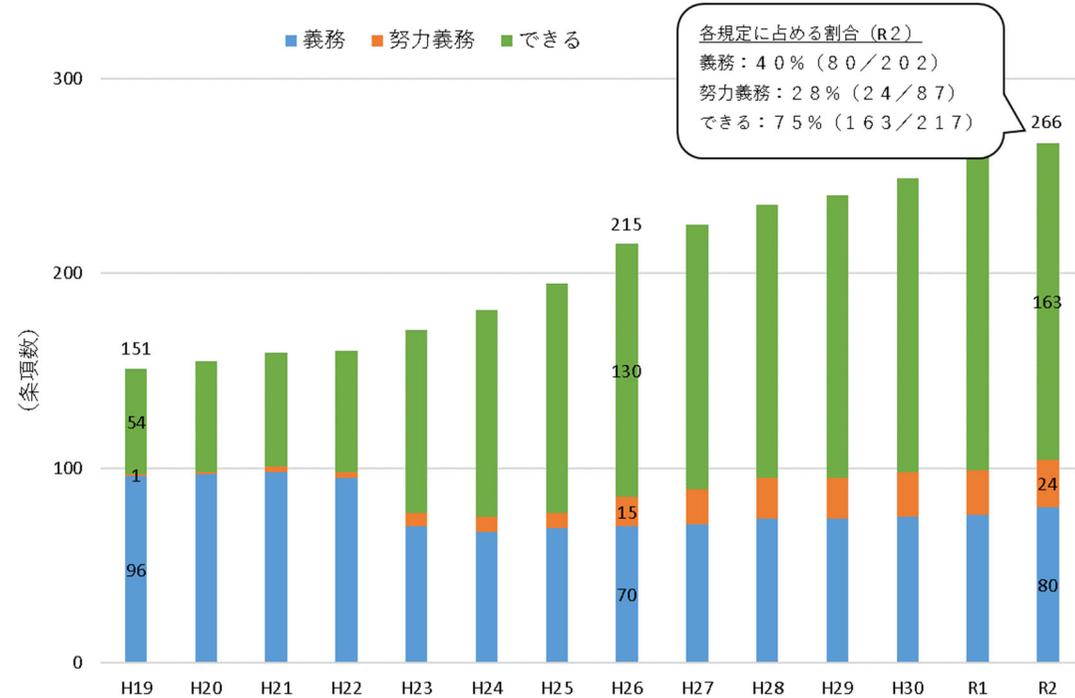


<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料>

## 計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



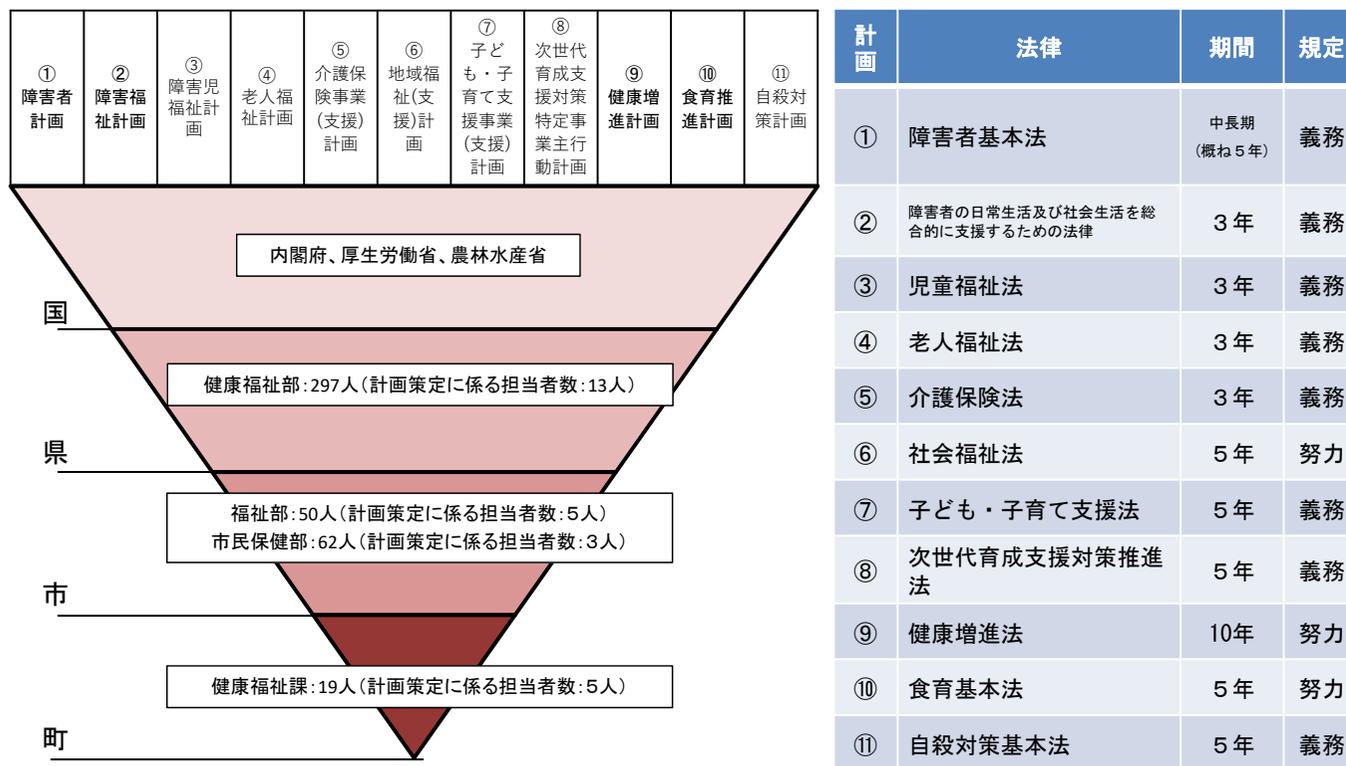
(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務80条項のうち77条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」163条項のうち157条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。  
第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料>

## 各府省による新たな義務付等の創設による自治体への影響 ～「逆三角形の構造」～

各府省の業務は、実施主体である都道府県または市町村において、「課」に相当する組織において担われており、各府省による新たな義務付け等の創設は、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっている。計画策定の義務付による都道府県等への負担も同様の影響が生じている。



<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第1回，2021年11月26日）資料>

## <参考：市区町村の職員数にみる規模>

職員数が大規模な一般市・区

東京都世田谷区	5,331
東京都練馬区	4,231
東京都大田区	4,098
千葉県船橋市	3,893
鹿児島県鹿児島市	3,853
兵庫県姫路市	3,686
東京都江戸川区	3,542
東京都板橋区	3,514
埼玉県川口市	3,508
東京都杉並区	3,407
東京都足立区	3,367
兵庫県西宮市	3,287
愛知県豊田市	3,158
香川県高松市	3,068
大分県大分市	3,045
富山県富山市	2,996
岡山県倉敷市	2,986
愛媛県松山市	2,977
栃木県宇都宮市	2,973
千葉縣市川市	2,967

職員数が大規模な指定都市

横浜市	38,394
大阪市	33,276
名古屋市	28,461
札幌市	19,435
神戸市	18,898
京都市	17,339
川崎市	16,124
福岡市	15,904
広島市	14,340
さいたま市	13,857
仙台市	12,174
北九州市	11,564
千葉市	10,537
堺市	9,705
新潟市	9,480
熊本市	8,988
浜松市	8,681
岡山市	8,378
静岡市	7,880
相模原市	7,744

職員数が小規模な町村

東京都御蔵島村	14
長野県平谷村	15
長野県売木村	16
東京都青ヶ島村	20
新潟県粟島浦村	20
山梨県小菅村	20
和歌山県北山村	20
高知県大川村	21
沖縄県渡名喜村	21
山梨県丹波山村	24
東京都利島村	26
沖縄県座間味村	26
奈良県野迫川村	27
富山県舟橋村	28
長野県根羽村	28
島根県知夫村	29
山梨県道志村	30
長野県泰阜村	31
岡山県新庄村	31
沖縄県粟国村	31

職員数が小規模な市区

北海道歌志内市	106
北海道赤平市	129
北海道夕張市	135
石川県羽咋市	145
岐阜県美濃市	155
三重県尾鷲市	161
北海道留萌市	175
鹿児島県西之表市	175
北海道三笠市	176
富山県滑川市	178
京都府宮津市	178
新潟県加茂市	187
北海道芦別市	188
佐賀県多久市	188
大分県津久見市	189
石川県珠洲市	190
北海道砂川市	193
鹿児島県阿久根市	193
茨城県潮来市	197
福岡県豊前市	197

(単位 人)

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（4月1日現在）

<出典：計画策定WG「効率的・効果的な計画行政に向けて（案）」>



# 本県の小規模自治体の状況

## 本県の状況

○市町村数：77（全国第2位）

○行政職員数が30名以下の「村」が6団体

内訳：19市、23町、35村（村の数は全国第1位）

（「村」平均職員数：約52名）

## ポイント

- ・本県の村の場合、少ない部署数・職員数で業務に従事。職員1名で複数の省庁業務を担当
- ・職員は村単独事業や住民対応など村のプロパー業務だけでなく、各省庁からの照会も対応し非常に多忙
- ・各制度を深掘できる機会が少なく「広く浅く」業務に従事
- ・一つの課で所管する計画が多く、実務を担う職員（主事～係長級）の他、課長級職員が対応する事例あり

### <参考>

#### 【階級ごとの職員数及び部署数】

区分（人口）	A村	B村	C村
主事～係長級	8名	12名	22名
課長補佐級以上	6名	3名	4名
合計	14名	15名	26名
部署数（※）	4	4	4
総人口	約400人	約500人	約700人

※各部署の担当省庁（例）

総務課：総務省、内閣府、消防庁、内閣官房

住民課：総務省、法務省、厚生労働省、内閣府、環境省

産業課：国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省

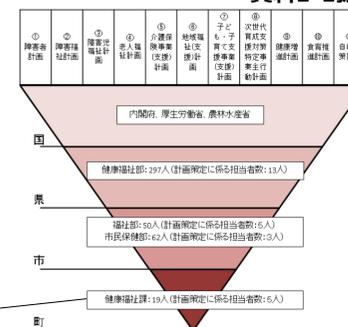
教育委員会：文部科学省

#### 【A村住民課（約4名）で所管する計画等】

- ・介護保険事業計画
- ・高齢者福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画推進計画
- ・障害福祉計画
- ・保健福祉施設整備計画
- ・水道事業ビジョン
- ・下水道関連個別施設計画 等

#### 【第48回地方分権改革有識者会議

#### 資料1-1抜粋】



「村」の計画策定に係る担当者数は1名程度

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第7回，2023年1月13日）長野県提出資料>



# 秋田県における計画行政の具体的支障例等について

庁内の多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障がある。特に、令和5年度は、健康福祉部における計画策定等が17本に及ぶ予定となっており、各計画の策定に向けた審議会の開催やパブリックコメントの実施等が膨大な回数(想定150回以上)となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなる見込みであり危機感を持っている。

## 1 計画の乱立による事務負担

### 主な支障事例

#### 趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画

内容や審議会等の構成員が重複するが、それぞれ審議会やパブリックコメント等の実施が必要であり事務負担が過大

### 事務負担軽減策

統廃合  
他の計画との一体化

#### 事業申請にかかる計画と事業提案書の内容が重複するもの

事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の作成が要件となっており、内容が重複しているものは負担が大きい

いずれか一方のみでの対応を可能に

#### 計画等の記載様式が複雑であるもの

同様の内容について別様式での記載を求めるなど、様式等により事務手続が煩雑になっている

簡素化  
地方公共団体による  
独自策定を可能に

### <R5健康福祉部の計画等の策定(予定)>

名称	審議会等	回数
第4期医療費適正化計画	保険者協議会	2
地域福祉支援計画	社会福祉審議会ほか1	5
第9期介護保険事業支援計画	高齢者対策協議会	4
第10期老人福祉計画		
国民健康保険運営方針	国保市町村連絡会議WG会議ほか2	9
障害者計画	障害者施策推進審議会	2
第7期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画	障がい者総合支援協議会ほか1	5
ギャップ等依存症対策推進計画	ギャップ等依存症対策推進計画策定委員会	4
健康秋田21計画	健康づくり審議会ほか1	5
第2期歯と口腔の健康づくりに関する基本計画	健康づくり審議会歯科保健分科会	4
第4期がん対策推進計画	健康づくり審議会がん対策分科会	4
県立病院機構中期目標・中期計画	地方独立行政法人評価委員会ほか1	8
循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会ほか3	13
外来医療計画	医療審議会ほか2	15
医療保健福祉計画	医療審議会ほか15	72
医師確保対策計画	地域医療対策協議会ほか1	7

※上記は現時点での想定で今後調整予定。回数は審議会等とパブリックコメントの実施回数の計。

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第7回，2023年1月13日）秋田県提出資料>

## 2 計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担

### 主な支障事例

#### 地域の実情によらず全国一律の計画期間等が定められている

地域ごとに実情が異なる事柄について、一律の計画期間が定められるなど事務負担が過大となっている

### 事務負担軽減策

地域の実情に応じて、地方公共団体の判断に委ねることを原則に

### 漁場計画（海区・内水面）の例

#### 【概要】

- ・ 定置漁業権及び区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を免許している。
- ・ 策定には詳細な漁場利用実態を把握しなければならない上、R2.12月施行の改正漁業法で、すべての漁場計画を5年ごとに策定することとなったため、事務量が多大となり負担が増加している。

#### 【支障事例】

- ・ 本県の漁獲量は約6千tと少なく、水産行政職員も17名と国内最少の中、特に27の内水面漁場の共同漁業権にかかる漁場計画の策定について、全国一律5年ごとの計画期間の設定が負担となっている。

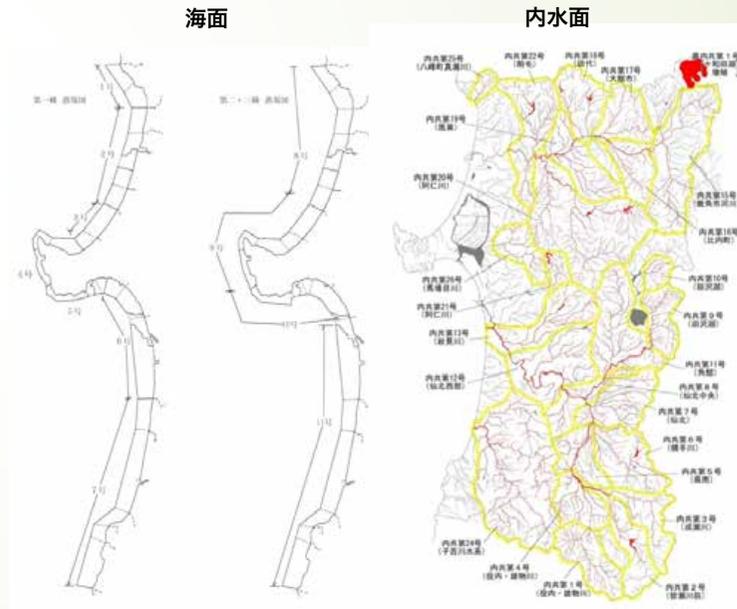
	漁獲量(千t)			順位
	海区	内水面	計	
北海道	895	7	902	1
茨城県	302	3	305	2
長崎県	228	-	228	3
秋田県	6	0.2	6.2	37

※R2漁業・養殖業生産統計

	水産行政職員(人)	順位
長崎県	177	2
千葉県	127	3
秋田県	17	39

※H30地方公共団体定員管理調査(海のない8県を除く)

### (参考)共同漁業権漁場図



<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第7回，2023年1月13日）秋田県提出資料>



## 「計画策定等における地方分権改革の推進について」 (令和5年3月 31日 閣議決定)

- 「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を別紙のとおり定める。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日 閣議決定)及び同ナビゲーション・ガイドに沿って制度の検討、見直しを進めていくものとする。
- ナビゲーション・ガイド：[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k\\_tb\\_r5\\_honbun.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k_tb_r5_honbun.pdf)

## 効率的・効果的な計画行政に向けたワーキンググループにおける検討

### 主な経緯

令和3年11月 計画策定等に関するワーキンググループ（WG）を開催（同月から、現在まで9回実施）

令和4年 2月 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて（WG・地方分権改革有識者会議）  
 6月 経済財政運営と改革の基本方針2022  
 12月 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針・「ナビゲーション・ガイドの作成を行う。」

令和4年12月～ WGにおいて全4回の審議及び地方公共団体との意見交換

令和5年 2月 ナビゲーション・ガイド（案）及びWG報告（案）を作成

### 1 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（案）

- I 制度の検討にあたっての進め方
- II 計画行政のあり方
- III 計画行政の推進にあたっての重要事項

### 2 効率的・効果的な計画行政に向けて（WG報告）

第1 ナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨

第2 令和3年及び令和4年の地方からの提案等を踏まえて

・令和3年及び令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果

令和3年 調整を行った29件について：提案の趣旨を踏まえて対応 28件、現行規定での対応可能 1件

令和4年 調整を行った64件について：提案の趣旨を踏まえて対応 56件、現行規定での対応可能 5件、実現できなかったもの 3件

・地方の負担

計画策定等に係る法律の条項数の推移  
 （H22.12:346条項～R3.12:514条項）

・地方公共団体との意見交換

第3 ナビゲーション・ガイドについて

ナビゲーション・ガイドの補足説明

参考 地方公共団体の取組例（一体的な策定、廃止、統合、簡素化）など



<出典：内閣府地方分権推進室Website>

# 計画策定等における地方分権改革の推進について ～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～のポイント

## 趣旨

- ・計画策定等に係る「骨太の方針2022」の基本原則に沿った対応となるよう**策定**
- ・各府省の制度の検討等に当たっての**効率的・効果的な計画行政の進め方を示した**もの  
地方での活用も期待

## I 制度の検討に当たっての進め方

国と地方の適切な役割分担・デジタル技術の活用

### 事務の処理主体の検討

国（地方行政機関含む。）か、地方公共団体か？

### 形式等の制度の検討

- ・将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則
- ・計画等の形式を検討する場合、**計画等に係る体系の明示**・・・計画間の重複回避、統廃合検討



- ・地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合
    - 代替案との比較結果
    - 計画策定等に係る負担の見込み 等
- 理由を説明**

早期に、内閣府への事前相談・地方公共団体への情報提供

## II 計画行政の在り方

### 【計画等の策定について】

- 原則**：将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねる
- 形式を法律で規定せざるを得ない場合**：**計画等以外の形式の検討**  
 (例) 国が数量を把握する目的⇒データ共有  
 私人等に対する認定等の判断基準⇒基準、行政手続法上の基準  
 国の事業検討のための資料⇒需要調査

↓ 計画等の形式によらざるを得ない場合

### 1 制度的な検討事項

- ① 策定は「できる規定」を優先的に検討
- ② 既存計画等の統廃合、既存計画等への内容追加を検討
- ③ 一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化を検討

### 2 現場サイドでの対応に関する事項

- 地方公共団体での計画体系の最適化を可能とする**
- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能なるものを明確化
  - ② 地方公共団体の総合計画等に、計画等の全部・一部の内容を記載できるものを明確化
  - ③ ①、②に馴染まない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化  
※①～③が明確化されていないものは、地方公共団体の判断に委ねる

### 【計画策定等に係る事務負担について】

#### 各府省での対応：国・地方の職員の負担を適正化

- 地方公共団体の負担の適正化。技術的支援の拡充
- 国の職員の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正化
- 計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねる
- 電子ファイルでの策定、電子的な国への送付等を可能とする

## III 計画行政の推進に当たっての重要事項

- ・通知等によるものについて、技術的助言の趣旨のものはその旨明示
- ・既存の計画等についても、計画期間の終了等定期に在り方を見直し

<出典：内閣府地方分権推進室Website>

## 先行的取り組み事例（環境省）

- ▶ 環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について  
（令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知）
- ▶ 「**一体策定**」：政策的に関連の深い複数の計画を同時に策定  
→類似の政策分野において効率的かつ効果的な政策の統合的な推進が可能
- ▶ 「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく**地方公共団体  
実行計画**及び気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく**地域気候変動適応計画**  
については、一体策定が可能である旨を過去に通知しており、既に、多くの地方公共  
団体で一体策定が行われています。」
- ▶ 「**共同策定**」：複数の地方公共団体が共同して計画等を策定
- ▶ 「生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく**生物多様性地域戦略**や瀬戸内海  
環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)に基づく**栄養塩類管理計画**については、  
広域的な計画策定も有効であり、共同策定することが可能です。」

# 環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について (令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知) より抜粋

一体策定又は共同策定が可能な環境法令に基づく計画等について

	計画等の名称	法律名等	条項	策定主体	性質	一体策定	共同策定
総合政策・地球温暖化関係							
	公害防止計画	環境基本法	第17条	都道府県	任意	可	可
	地方公共団体実行計画(※1)	地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第1項	都道府県・市町村	義務(一部努力)	可	可
	地域気候変動適応計画(※1)	気候変動適応法	第12条	都道府県・市町村	努力	可	可
	当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	第11条第1項	都道府県・市町村	努力	可	可
	環境物品等の調達を推進を図るための方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第10条第1項	都道府県・市町村	努力	可	可
	行動計画(※1)	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第8条第1項	都道府県・市町村	努力	可	可

※1：R4.3.31付で通知済み

## 脱炭素社会実現に係る計画の一体的策定による効果

- 「温暖化効果ガスの排出抑制」や「被害の防止・軽減」といった個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
- 関係する諸課題・施策を一覧化することで県民にとっての視認性が向上し、効果的な施策の周知が可能。
- 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減／施策や体制等の充実への更なる注力を図ることが可能。

個別策定時のイメージ	環境基本計画	地域気候変動適応計画	地方公共団体実行計画	＜ポイント＞ 計画自体は努力義務であったり、手続は地方公共団体の裁量に委ねられていても、地域内コンセンサスを取るため相当の手続コストが発生。
目的・内容	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。	気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること。	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る。	
検討体制	A有識者会議	B有識者会議	C有識者会議	
策定手続	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →計画案作成 →庁内 審議会／有識者会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申	

本県の取組	令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン
目的・内容	環境保全及び創造に関する目標、施策の方向、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める基本計画
検討体制	とっとり環境イニシアティブ県民会議（経済・教育・消費者団体や脱炭素技術・生物多様性に関する有識者等で構成）
策定手続	鳥取環境審議会への諮問 →計画原案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催／とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →計画案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催／とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第7回，2023年1月13日）鳥取県提出資料>

## 計画策定等の見直しに関する取組について

### 資料 1

(令和5年6月15日第54回地方分権改革有識者会議・第148回提案募集検討専門部会合同会議資料10を一部加工)

#### <これまでの経過>

- ・令和5年2月20日 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(案)」及び「効率的・効果的な計画行政に向けて」を審議のうえ、決定(第52回地方分権改革有識者会議・第147回提案募集検討専門部会合同会議)

〔一体的策定等が可能な計画等を一覧にして通知することで明確化した取組も見られる。  
例：環境省通知「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」〕

- ・令和5年3月31日 「計画策定等における地方分権改革の推進について」(別紙：「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」)を地方分権改革推進本部決定、閣議決定

同日

内閣府地方分権改革推進室から、

- ① 「効率的・効果的な計画行政の推進に向けて(依頼)」を各府省に発出
- ② 計画策定に係る次の事項について、各府省に調査依頼
  - (1) 地方公共団体の計画等に係る国の基本方針等の期間及びその根拠
  - (2) 法律に基づく計画等と他の計画等との一体的策定の可否
  - (3) 計画等の策定等に関する条項の一覧の更新
  - (4) 計画策定等における見直しの検討状況の更新
- ③ 地方六団体及び地方公共団体へ情報提供

- ・令和5年6月16日 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太方針2023)閣議決定

### 今後の予定

各府省に照会した上記②について、調査結果等を「計画策定等に関するワーキンググループ」に報告。同WGにおいて、分析・評価、課題の抽出やそれらを踏まえた今後の進め方についてご議論いただき、結果を本有識者会議へお諮りする。

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG(第10回, 2023年6月26日)資料>

## (参考) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」 (骨太方針2023)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 4. 国と地方の新たな役割分担等

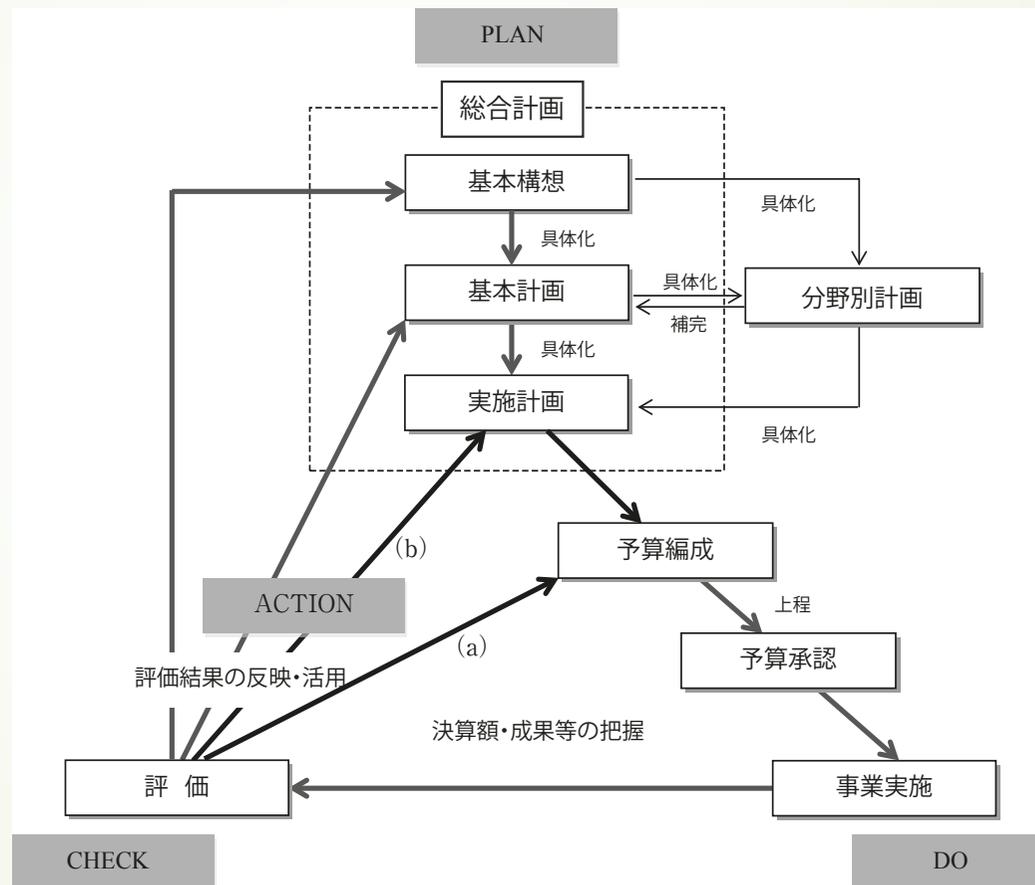
国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

<出典：地方分権改革有識者会議・計画策定WG（第10回，2023年6月26日）資料>

# 地方公共団体の総合計画

- ▶ 「市町村計画は、・・・
- ▶ ①**基本構想**—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ▶ ②**基本計画**—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ▶ ③**実施計画**—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの
- ▶ の3段階に区分して作成することが適当である。」  
（自治省行政局「市町村計画策定方法研究報告」（昭和41年））  
\* 2011年の地方自治法改正により法的な策定義務はない

# 自治体運営マネジメントにおける総合計画



<出典：佐藤徹「自治体の中長期構想づくりの基本的視座」アカデミア128号39頁>



# 行政計画のあり方を考える視点

- 体制の視点 → 逆三角形の構造
- 互換の視点 → 行政手法間の互換性
- 共同の視点 → 共同策定 広域策定のメリット・デメリット
- 統合の視点 → 一体策定 特に，総合計画への統合可能性



## まとめにかえて

- 自然資本を支える地方公共団体の役割  
→持続可能な地域づくり = 中長期観点から「計画的」
- 政策形成のトップダウンからボトムアップへ  
⇒地域目線による計画の活用, 地域主体による計画体系の再構築
- 地域のまちづくりデザイン = 地方公共団体の総合計画で描く  
バックキャスティング, フィーチャーデザイン, ワールドカフェ  
⇒地域の自然資本の将来ビジョンも地域全体の未来像へ  
+ より広域で描く →地域循環共生圏

## 参考資料

- ▶ 地方分権改革有識者会議・計画策定等に関するワーキンググループ：  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>
- ▶ ナビゲーション・ガイド：[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k.tb\\_r5\\_honbun.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k.tb_r5_honbun.pdf)
- ▶ 環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について  
(令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知) \* 有識者会議資料  
[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/kaisai54\\_sanko\\_4.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/kaisai54_sanko_4.pdf)
- ▶ 「自治／計画体系の『逆三角形』」自治日報4125号2021年10月11日
- ▶ 「自治／計画のご利用は戦略的に」自治日報4161号2022年6月20日
- ▶ 「自治／ナビゲーション・ガイドとはなにか」自治日報4198号2023年3月6日